

第7回 菊川流域委員会

菊川水系河川整備計画(原案)に頂いた 意見に対する考え方について

平成28年12月5日

中部地方整備局 浜松河川国道事務所

地域住民（パブリックコメント）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
1	パブリックコメント	菊川市	下前田川合流点は国の管理区間いっぱいまで堤防整備していただけるのでしょうか。	堤防の整備については、河川整備計画の目標流量に対して堤防の高さが不足しています。このため、直轄管理区間を対象に、目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するよう、堤防整備を行う計画として、整備計画原案 P4-1～4-2に記載しております。 当該区間は支川との接続部となりますので、支川下前田川の管理者である菊川市と調整を図った上で対応を進めてまいります。	第4章 第1節 第1項(1) P4-1～4-2
2	パブリックコメント	菊川市	14.2k付近～上流部の河道掘削を早期に進めていただき、菊川本川の水位抑制をお願いします。	河道掘削については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削を行う計画として、整備計画原案P4-3に記載しております。 なお、当該箇所は河道掘削を計画しており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めてまいります。	第4章 第1節 第1項(2) P4-3
3	パブリックコメント	菊川市	下前田川合流点の堤防整備について、区間内にある内水吐口の口径拡張にご配慮をお願いします。	近年の出水で内水による浸水被害が著しい区域については、発生原因を調査し、関係機関と調整をしたうえで、必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案P4-5に記載しております。	第4章 第1節 第1項(5) P4-5

地域住民（ふれあい懇談会：掛川市）のご意見

No	項目	対象河川	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載	
					目次	頁
1	治水	下小笠川	下小笠川の利水は昭和時代より少なくなったので、「天井川」を解消する。	河道掘削については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削を行う計画として、整備計画原案P4-3に記載しております。また、河道掘削に伴い必要となる低水護岸の整備を計画として、整備計画原案P4-3に記載しております。 なお、河川整備計画では、下小笠川は川久保橋付近から小笠橋付近までの河道掘削を計画しており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めて参ります。	第4章 第1節 第1項	4-3
2	治水	下小笠川	下小笠川の河床を下げる。			
3	治水	下小笠川	昭和30年代は農業用水確保のため天井川でしたが、H28年大井川右岸パイプラインが完成し下小笠川から取水しなくてよくなったので、河床を下げる事が可能ではないか。			
4	治水	下小笠川	H28に大井川右岸のパイプラインが完成し、天井川としての水利は必要がなくなったため、河床を掘り下げ天井川の改善をして欲しい。			
5	治水	下小笠川	河道掘削の深さは3m以上上げて、下流の捷水路部の河床高へつなげる。			
6	治水	下小笠川	川久保橋の下流まで河床を下げてきたが、それから上流は河床を下げる計画があるのか。平塚地区の浸水が解消される様、早く河床を下げてほしい。			
7	治水	下小笠川	下小笠川は天井川であるので、河床を大幅に下げ、災害に強い河川にしてほしい。			
8	治水	下小笠川	下小笠川の河床を下げる。			
9	治水	下小笠川	川久保地区の川の河床改修を早めに進めていく事を願う。			
10	治水	下小笠川	川久保橋には歩道橋計画あり 河川改修がされないと歩道橋ができない。小学生等の通行する場合危険であるので早期に改修されたい。			
11	治水	下小笠川	河道の断面積を稼ぐため、早期の浚渫を希望。			
12	治水	下小笠川	下小笠川の河道掘削の早期対応をお願いしたい。			
13	治水	下小笠川	「下小笠川」昭和30年代に堤防が改良され大変良くなったが、昭和57年から雨が降るたびに水位が堤防いっぱいになる。上流部の茶園造成により保水能力がなくなったのではないか。			
14	治水	下小笠川	下小笠川3.5～4.5kmの蛇行の改善。			
15	治水	下小笠川	小笠橋から下流側の蛇行の改善(直線化)を計画されたい。			
16	治水	下小笠川	下小笠川降雨時に小笠橋～第三城東橋右岸の水位が高くなり恐怖を感じている。河川の直線化や堤防高さを上げるなど対応してもらいたい。			
17	治水	下小笠川	下小笠川の計画流量に対応した河道整備をお願いする。			
18	治水	下小笠川	川久保橋の下に堰を作る。以前には堰があったが、ないと急流で土砂が下に流れ下流がうる。			
19	治水	菊川	菊川本川の河床を下げて冠水区域が少なくなるよう、又ハザードマップによる浸水区域が少なくなるように整備計画をお願いしたい。	洪水(外水氾濫)対策としては、洪水氾濫による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標としています。本計画に定める河川整備を実施することで、菊川国安地点、加茂地点及び牛淵川堂山地点は、平成10年9月洪水(戦後2番目)と同規模の洪水が発生した場合においても、外水氾濫による家屋浸水被害の防止を図ることが可能となります。	第3章 第1節 第1項	3-1
20	治水	菊川	ハザードマップによれば流域全体に外水氾濫区域がある。対策を早急にしてほしい。			
21	治水	下小笠川	下小笠川の平塚地区は蛇行箇所が多く水圧を受ける側の土手は非常に危い。この土手の強化は早急の課題である。蛇行箇所は3か所以上ある。	堤防の整備については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため、堤防の高さや断面が不足する堤防の整備を行う計画として、整備計画原案P4-1～4-2に記載しております。また、堤防の浸透に対する安全性の確保については、堤防の浸透に対する詳細点検結果を踏まえ浸透対策を実施する計画として、整備計画原案P4-1～4-2に記載しております。 なお、下小笠川については、水位低下対策としての河道掘削と、必要となる低水護岸の整備、床止めの改築及び堤防の整備(浸透対策)を計画として、整備計画原案P4-1～4-4に記載しております。 また、菊川の下小笠川との合流点右岸側の堤防についても、堤防整備(浸透対策)を計画として、整備計画原案P4-1～4-2に記載しております。 さらに、危機管理型ハード対策として、堤防天端の保護等の堤防構造を工夫する対策を優先的に実施していく計画として、整備計画原案P4-5～4-6に記載しております。なお、下小笠川川久保付近、下土方付近で実施する計画になっております。	第4章 第1節 第1項	4-1～4-6
22	治水	下小笠川	しのがや橋のすぐ下流側の河床は青岩であるが、今は砂利でみえない。青岩の上に砂利の堤防であり、水田に水漏れしていることから非常に危険であり、早く改修してほしい。			
23	治水	下小笠川	下小笠川は天井川として設置されているため、堤防の強度を確保していただきたい。			
24	治水	下小笠川	小笠橋は上下流に堰堤があり、大水の時すごい勢いで小笠橋のすぐ下流の曲りにぶちあたる。前の大水の時は水が盛り上がり外湾側で堤防を越えた。堤防のかさ上げと補強を早急をお願いしたい。			
25	治水	下小笠川	堤防の耐震対策のために堤防の整備と舗装工事を進めていただきたい。特に川久保地区。			
26	治水	下小笠川	上流部の左右岸の護岸整備をお願いする。			
27	治水	菊川	下小笠川と菊川の合流点から右岸の南側(大東支所まで)区域は、直轄河川防衛対象氾濫区域及び浸水区域(S57.H10)と地図に記入されている。静岡県第4地震被害想定では、外水氾濫区域になっている。さらに、洪水ハザードマップによれば、河川氾濫区域の対象になっている。このような状況下にあるからこそ、下小笠川と菊川の合流点から右岸の南側(大東支所まで)区域に被害が生じないような堤防護岸工事等を整備計画に載せていただきたいと強く思います。			

地域住民（ふれあい懇談会：掛川市）のご意見

No	項目	対象河川	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載		
					目次	頁	
28	治水	直轄区間	河川整備計画全体金額決まっています、それに合わせる事業計画にはなっていませんか。	河川整備計画については、計画対象期間と目標を定め、それに必要な整備等を計画しています。例えば洪水対策に関しては、河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランス等を確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標としています。	第3章 第1節	3-1	
29	内水	下小笠川	下小笠川の平塚地区の浸水水害問題は深刻で必ず計画にのせてほしい。すべての水が平塚地区に集まり、その排水は一ヶ所のみ90cmの排水口しかなく、下小笠川の川底の下を通っている。浸水被害が必ず起こる。	内水対策については、床上浸水被害を防止するため、排水先河川の河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減を図るものとし、近年の出水で内水による浸水被害が著しい区域については、発生原因を調査し、関係機関と調整をしたうえで、必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案P4-5に記載しています。 当該箇所である下小笠川については河道掘削を計画しており、河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減に寄与するものと考えております。 なお、浸水対策については、流域の特性を踏まえた、ハード対策とソフト対策を一体的に実施する総合的な取り組みが重要であることから、暗渠管の管理者である掛川市と調整して参ります。	第4章 第1節 第1項	4-3	
30	内水	下小笠川	畑ヶ谷川、平塚川の排水は80cmφの配管で能力が低い為、大雨の時、排水ができない。		第4章 第1節 第1項	4-5	
31	内水	下小笠川	平塚地区は河川水位と堤内の水田水位がつながっている。川に水があると、田に水がたまり、川に水がなくなると田に水がなくなる。				
32	内水	下小笠川	平塚地区の排水口は直径90cmの排水口がひとつしかなく、しかも小笠川の川底の下を通っていつも浸水する。しっかりした計画を組んでもらわないと困る。平田出張所、掛川市へも要請してある。				
33	内水	下小笠川	畑ヶ谷川、平塚川の排水口がせまく排水の能力不足。				
34	内水	下小笠川	下小笠川の河床を下げる事により、2か所の湛水の解消をしてほしい。				
35	内水	下小笠川	平塚川から亀惣川へのカルバートが小さく排水能力が低い。				
36	内水	下小笠川	平塚地区は毎年洪水状態となる。				
37	防災	下小笠川	下小笠川河川堤防補強のため、堤防舗装を施工してほしい。		危機管理型ハード対策として、堤防天端の保護等の堤防構造を工夫する対策を優先的に実施していく計画としています。なお、下小笠川川久保付近、下土方付近で実施する計画になっております。	第4章 第1節 第1項	4-5~4-6
38	防災	菊川	流域の危険なところの住居を移動してはどうか。東日本大震災の対応では高台への移転(家を新築するときは高台へ移る)するよう長い時間(30年間)をかけて推進してほしい。		地震・津波対策については、浸水被害の軽減を図るため調査検討を行い、必要に応じ対策を計画としています。また、施設で守りきれない規模の津波に対しては、減災の考え方を重視して、バランスの取れた施策を総合的に実施していく計画として、整備計画原案P3-21に記載しております。	第3章 第1節 第4項	3-2
39	防災	菊川	津波の際に避難するための高台を整備してはどうか。				
40	防災	菊川	鹿島橋右岸域の浸水対策を実施してほしい(津波)。				
41	防災	菊川	津波時に、菊川を遡上した津波が堤防を越える、又は堤防が崩れる心配がある。				
42	防災	直轄区間	情報の一元化としてサイボスレーダー静岡に本川支川の情報提供してほしい。	現在も国土交通省が管理する水位及び雨量観測所データは、サイボスレーダーより閲覧できます。	—	—	
43	環境	菊川	スポーツ広場の設置。	河川利用の推進については、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る計画として、整備計画原案 P4-8 に記載しております。	第4章 第1節 第2項	4-8	
44	環境	下小笠川	下小笠川に魚道や魚が住める護岸を施工して欲しい。	縦断・横断方向の連続性の確保として、河道掘削に伴い敷高が変更となる床止め等については改築するとともに、河道掘削の予定のない区間の施設についても、洪水時の水理条件や利水条件等も踏まえながら、連続性の確保を図る計画として、整備計画原案 P4-7 に記載しております。 また、多様な水際環境を形成することで、魚類の生息や植物の定着を目的に、間隙を設けるなど河岸植生が形成されやすい水際空間を創出する計画として、整備計画原案P3-3.4-7に記載しております。	第4章 第1節 第2項 第3章 第3節 第1項	4-7 3-3	
45	維持管理	直轄区間	CCTVカメラの映像は住民にどう伝わるのか。	CCTVカメラの映像は、浜松河川国道事務所のHPでいつでも見ることができます。	—	—	
46	維持管理	直轄区間	予算がないと整備も進まない。同盟会など住民ができるバックアップを頑張りたい。	ご意見ありがとうございます。	—	—	
47	維持管理	下小笠川	第三城東橋のカメラの画像が道路と近いため夜間の画像が見にくい。(車のライト等で)	施設監視用で高さの変更は難しいですが、今後のCCTVカメラ設置や改善の参考とさせていただきます。	—	—	
48	維持管理	下小笠川	下小笠川上流からの土砂が堆積した部分を浚渫して欲しい。	これまで、維持管理の一環としての土砂掘削は実施しておりますが、河道の維持管理として、今後も河道の点検や河川巡視の結果等を踏まえ、河道内に堆積した土砂が洪水の流下等の支障となる場合には、河道掘削等の適切な措置を講じるとともに、継続的にモニタリングを実施し、河道の維持管理に努める計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。	第4章 第2節 第1項	4-10	
49	維持管理	下小笠川	全体的に下小笠川の河川内の土砂の撤去が必要と思います。				
50	維持管理	下小笠川	畑ヶ谷橋の南側にある高天神方面より流れている畑ヶ谷川からの土砂が、畑ヶ谷橋下流西側に堆積し水の流れが東側に片寄っている。対策をお願いしたい。				

地域住民（ふれあい懇談会：掛川市）のご意見

No	項目	対象河川	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載	
					目次	頁
51	維持管理	下小笠川	川底のヨシ等の植物は流水の妨げにはならないのか。	堤防除草については、堤防点検、あるいは河川の状態把握として堤防除草を行います。また、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理の支障となる場合には適切な処置を講じる計画として、整備計画原案P4-10～4-11に記載しております。 また除草については、今後も現地の状況に即した手法により継続して実施していきます。	第4章 第2節 第1項	4-10～4-11
52	維持管理	下小笠川	毎年2回草刈をして頂いており感謝しています。しかし草刈の方法について、堤防の斜面を機械で刈る為土手がやせてしまう。下の道へ土が下ってくる。			
53	維持管理	下小笠川	草刈りの時今年道に5cm～3cm位の石が多く有り、危なくてこまる。			
54	維持管理	下小笠川	H28.8に下小笠川5km右岸の(県担当)コンクリートの裏側がガランになっており、特急工事をされたが、国交省担当区域も同じような状態だと思います。毎年100～200mづつ改良工事をされていますが、急いでほしい。	これまでも維持管理の一環として河川管理施設の点検を実施しておりますが、今後も点検等により堤防や護岸の沈下、損傷状況等を適切に把握し、必要に応じて対策を講じていく計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。	第4章 第2節 第1項	4-10
55	維持管理	下小笠川	しのがや橋の下流のコンクリート護岸に段差あり(割れている)堤防の破壊につながるので直していただきたい。			
56	維持管理	下小笠川	法面にクラックや穴があり、現状が危ない。空洞も有るのではないか。			
57	維持管理	下小笠川	河底の基礎天端より90cm以上侵食している。			
58	維持管理	下小笠川	交通量が多い しのがや橋の上流 舗装が傷んだ。			
59	その他	下小笠川	県関係の河川も合わせ整備を希望します(亀惣川、竜今寺川、畑ヶ谷川 流域)。	浜松河川国道事務所の管理施設ではないため、管理者又は関係者に情報提供いたします。	—	—
60	その他	下小笠川	洗心橋としのがや橋の建て替えいつ頃になるのでしょうか。早く目途をつけていただきたい。			
61	その他	下小笠川	洗心橋としのがや橋が通行止めである。西側道路は狭く、軽自動車の擦れ違いも無理である。一時的な退避場所を検討していただきたい。(市に要望済)			
62	その他	下小笠川	しのがや橋、洗心橋を補修するか改修していただきたい。			
63	その他	下小笠川	洗心橋、しのがや橋の通行止め説明がなく不自由している。			
64	その他	下小笠川	老朽化により7月から通行止めとなっている、しのがや橋、洗心橋を補強してほしい。			
65	その他	与惣川	今年の8/15の雨で与惣川が氾濫しそうになった。			
66	その他	県・市区間	県区間・市区間も連携して整備して欲しい。			
67	その他	県・市区間	洪水時に巡視してないじゃないかという近所からの意見あり(与惣川)。			
68	その他	県・市区間	国の整備に合わせて県市の河川も整備を進めてほしい。			
69	その他	直轄区間	地区の河川整備について、以前からの意見が継承されていますか。	菊川改修期成同盟会を始めとする地域の方々からの意見・要望を把握しています。	—	—
70	その他	直轄区間	以前国から県への地方分権で菊川が上げられましたが、その話はなくなりましたか。	現時点で、管理を国から県へ移管する予定はございません。	—	—
71	その他	下小笠川	堤防下の生活道路の中を広くしてほしい(現状2m)。車の交差ができない。	下小笠川の堤防天端は、河川管理を目的とした管理用通路のため、生活道路としての使用は想定していませんが、生活道路に関するご意見は、道路管理者又は関係者に情報提供致します。	—	—
72	その他	下小笠川	下小笠川 河川堤防と生活道路を兼用で施工してほしい。			
73	その他	下小笠川	工事をしていただいたおかげで河岸の崩れがなくなり、安心して暮らせるようになりました。	ご意見ありがとうございます。	—	—
74	その他	下小笠川	4.2k地点のライブカメラは雨等のたびに家のPCにて監視しており、感謝しています。堤防までいかに監視ができています。	ご意見ありがとうございます。	—	—

地域住民（ふれあい懇談会：菊川市）のご意見

No	項目	対象河川	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載	
					目次	頁
1	治水	牛淵川	神尾公民館付近(牛淵川11.4k付近)で大雨のたびに水位が上がる。橋の下流の河床を下げてもらいたい。	河道掘削については、河川整備計画目標流量の流下時に家屋等の浸水被害を防止するため必要な河積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削を行う計画として、整備計画原案P4-3に記載しております。なお、当該区間につきましては、河道掘削を行う計画としており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めて参ります。	第4章 第1節 第1項	4-3
2	治水	菊川	菊川東中付近(菊川14.8k付近)でも大水の時は道路が浸かったりするので、河積を増やすようお願いしたい。			
3	治水	菊川	本川の流下能力と支川(下前田川 黒沢川 与惣川)の流下能力バランスを考慮して整備を進めてほしい。			
4	治水	菊川	狩野川台風による洪水では放水路を作ることにより解決したと聞いています。国策で大規模な放水路を作ってほしいです。			
5	治水	菊川	狩野川台風の洪水時の放水路のようなものを設置する計画があってもよい。			
6	治水	菊川	潮海寺の谷間の耕作放棄地を使用して、遊水地をつくらどうか。			
7	内水	下前田川	下前田川合流点の浸水が心配。	内水対策については、床上浸水被害を防止するため、排水先河川の河道掘削を実施することにより、洪水時における内水被害の軽減を図るものとし、近年の出水で内水による浸水被害が著しい区間については、発生原因を調査し、関係機関と調整した上で、必要な対策を講ずる計画として、整備計画原案P4-5に記載しており、本支川及び上下流バランスを考慮し、総合的な視点で段階的な整備を進めてまいります。 なお、当該区間については本所地区から富田地区までの河道掘削を計画しており、洪水時における内水被害の軽減に寄与するものと考えております。	第4章 第1節 第1項	4-5
8	内水	下前田川	下前田川の排水不良があり、上本所地区が水につながるので、内水対策として樋管を整備してほしい。			
9	内水	下前田川	下前田川の内水対策として樋門の補強をお願いする。			
10	内水	下前田川	前回S57洪水で浸水した下前田地区へ、樋管整備と内水対策をしてほしい。			
11	内水	菊川	土砂が堆積している菊川八王子橋下流の掘削を早く行い、支川の内水をはけるような川にしてほしい。			
12	内水	菊川	まずは本川の掘削から行って、内水をはけるようにしてほしい。			
13	広報	直轄区間	国交省の広報を強化して、地域と連携を取っていただきたい。	河川整備の実施にあたっては、地域住民や関係機関との情報の共有を図る計画として、整備計画原案P4-1に記載しております。また、出水時においては、必要に応じて報道機関等と連携を図り、地域住民へのわかりやすい情報発信に努めていく計画として、整備計画原案P4-14に記載しております。	第4章 第1節	4-1
14	広報	直轄区間	わかりやすい広報を多種メディアを使って充実していただきたい。			
15	防災	直轄区間	国から自治体へ防災責任をもって対応をお願いする。	出水時の情報伝達等に関しては、菊川水系では菊川が「洪水予報河川」に、牛淵川と下小笠川が「水位周知河川」に指定されており、自治体の速やかな避難勧告等の発令に資するよう、静岡地方気象台と共同で作成する洪水予報を迅速かつ確実に発表し、洪水被害の防止及び軽減に努めてまいります。	第4章 第2節 第1項	4-14
16	防災	直轄区間	直近豪雨でS57&H10のグラフに当てた場合の水位予測するとどうなるか教えてほしい。	同じ雨量でも、雨の降り方や土地の湿り具合によって河川の水位や流量は大きく異なるため、一様に説明することができませんが、情報発信にあたっては、必要に応じて報道機関等と連携を図り、地域住民へ分かりやすい情報提供に努めてまいります。	-	-
17	防災	直轄区間	雨量が〇〇mm降ったら加茂の水位がいくつ、流量がいくつになるかなどを説明してほしい。			
18	防災	直轄区間	近年洪水が大きくなっている 温暖化等を含めた将来対策をどうするか。	施設の能力を上回る洪水等への対応については、そのような洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する計画として、整備計画原案P3-2に記載しております。	第3章 第2節 第5項	3-2
19	防災	直轄区間	超過洪水対応をお願いする。対策は時間がかかるが、明日にも洪水が発生するかもしれないため、ソフトを重点的に整備して頂きたい。			
20	利水	牛淵川	堰の早期撤去を希望するが、取水にも配慮が必要である。	河道掘削区間に存在する橋梁や床止め・堰については、施設管理者と連携・調整して改築する計画として、整備計画原案P4-3～4-4に記載しています。 なお、横断工作物の改築にあたっては、事前の適切なタイミングで、施設管理者と十分調整してまいります。	第4章 第1節 第1項	4-3～4-4
21	環境	菊川	左岸堤防を散歩コースとして改善してほしい(下前田川合流点の対岸)。	河川利用の推進については、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る計画として、整備計画原案P4-8に記載しております。	第4章 第1節 第2項	4-8
22	環境	菊川	本所地区は菊川流域で一番の人口密集地であるので、ここをテストケースとして、色々な利用促進対策を実施してはどうか。			
23	環境	菊川	生き物の多様性、親水的な観点も多いに入れたい。(本流以外に魚のためのバイパス水路を増設する)	縦断・横断方向の連続性の確保として、河道掘削に伴い敷高が変更となる床止め等については改築するとともに、河道掘削の予定のない区間の施設についても、洪水時の水理条件や利水条件等も踏まえながら、連続性の確保を図る計画として、整備計画原案 P4-7 に記載しております。 また、多様な水際環境を形成することで、魚類の生息や植物の定着を目的に、間隙を設けるなど河岸植生が形成されやすい水際空間を創出する計画として、整備計画原案P3-3.4-7に記載しております。	第4章 第1節 第2項 第3章 第3節 第1項	4-7 3-3

地域住民（ふれあい懇談会：菊川市）のご意見

No	項目	対象河川	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	河川整備計画(案)での記載	
					目次	頁
24	環境	菊川	下前田川の水質浄化施設(簡易)を改善してほしい。	菊川流域では、平成17年1月に策定された「菊川流域別下水道整備総合計画」に基づく下水道整備などの流域対策により、水質汚濁は改善されています。今後も下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、さらなる水質改善に努めていく計画として、整備計画原案P4-8に記載しております。	第1章 第2節 第3項 第4章 第1節 第2項	1-17 4-8
25	維持管理	菊川	河川の除草管理の一助として、河川内の竹や木を住民に自由に取らせたらどうか。	地域との協働による維持管理の推進としては、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進に努める計画として、整備計画原案P4-20に記載しております。	第4章 第2節 第3項	4-20
26	維持管理	菊川	河川内の竹の自由伐採させてほしい。			
27	維持管理	直轄区間	河道掘削にあわせ、河道内の草や土砂の管理をしてほしい。	これまで、維持管理の一環としての土砂掘削は実施しておりますが、河道の維持管理として、今後も河道の点検や河川巡視の結果等を踏まえ、河道内に堆積した土砂が洪水の流下等の支障となる場合には、河道掘削等の適切な措置を講じるとともに、継続的にモニタリングを実施し、河道の維持管理に努める計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。 また、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理の支障となる場合には適切な処置を講じる計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。	第4章 第2節 第1項	4-10
28	維持管理	菊川	八王子橋付近の堆積土砂を敷均した結果、樋門から流れ易くなり、淀んでいた水質もよくなった。			
29	維持管理	菊川	八王子橋下流の堆積土砂を除去してほしい。			
30	維持管理	菊川	下前田川合流点付近の本川の堆積土砂と木を撤去してほしい。			
31	維持管理	菊川	八王子橋付近の樋管の出口から本川の河床までの空間を広くとっていただきたい。			
32	維持管理	菊川	八王子橋下流は土砂堆積が早いので撤去してほしい。			
33	維持管理	菊川	八王子橋の土砂堆積を撤去してほしい。ここは堆積が早い。			
34	維持管理	菊川	土砂が堆積しているので掘ってほしい。			
35	維持管理	牛淵川	牛淵川の神尾地先の河床土砂とヨシ原を撤去してほしい。			
36	維持管理	直轄区間	除草の管理をしっかりしてほしい。	堤防除草については、堤防点検、あるいは河川の状態把握として堤防除草を行います。また、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理の支障となる場合には適切な処置を講じる計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。	第4章 第2節 第1項	4-10~4-11
37	維持管理	菊川	下前田川合流点の右岸側堤防の舗装を簡易舗装から本舗装に良くしてほしい。	平常時や出水時の点検等の実施により、堤防の損傷状況等を適切に把握し、必要に応じて所要の対策を講じていく計画として、整備計画原案P4-10に記載しております。なお、当該区間については、今年度施工しております。	第4章 第2節 第1項	4-10
38	その他	流域	市の都市計画とのかかわりであるか 農業用地(水田等)における自然調整池的な排水策を計画してはどうか。	浜松河川国道事務所の管理区間ではないため、管理者又は関係者に情報提供いたします。	-	-
39	その他	下前田川	JR線から上流部が開発されてしまったため、地下に浸透していた水がすべて下前田川に流れてきている。			
40	その他	牛淵川	老朽化した橋が弱点になるので撤去をしたらどうか。			
41	その他	牛淵川	老朽化している新川橋をとったらどうか。			
42	その他	流域	市と県と国と市民の会があってもよい。	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。	-	-
43	その他	直轄区間	国から県へ移管しないでほしい。	現時点で、管理を国から県へ移管する予定はございません。	-	-
44	その他	流域	今回の懇談会を開いてくれてありがたい。	ご意見ありがとうございます。	-	-

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
1	行政会議	菊川市 掛川市	菊川水系では、水防団等の災害時における活動の拠点として位置づけられた施設はない状況です。 昨年の鬼怒川の災害を踏まえ、水防活動や緊急復旧など、迅速な対応が必要であり、流域住民の安全安心を確保するため、河川防災ステーションの整備をお願いします。	河川防災ステーションについて、文章を修正しました。 『また、復旧にかかる時間を極力短くし、被害をできるだけ軽減するよう、災害復旧資材の備蓄、情報の収集発信、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーション等を整備する。』 候補地における堤内緊急輸送路との接続性や災害発生時のカバーエリアなどを検討した上で、関係市と調整を図り、対応を検討してまいります。	第4章 第1節 第1項(7) P4-5～4-6 23行目
2	行政会議	菊川市	「水門等の施設操作の遠隔化、自動化等」とあるが、どのようなものでしょうか。	事務所等からボタン操作などで施設操作するものが遠隔化です。地震時に揺れをセンサー等で感知し自動的に施設操作するものが自動化です。	第4章 第1節 第2項(5) P4-11 11行目
3	行政会議	菊川市	[想定最大規模の洪水等が発生した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表していく。] とあるが、どのようなものでしょうか。	菊川流域においては、既に計画規模の洪水を対象した洪水浸水想定区域を指定し公表していますが、水防法の改正により、洪水浸水想定規模を想定最大規模に変えて公表することになっております。そのため、現在、想定最大規模の洪水浸水想定区域や水深などについて、検討を進めているところです。	第4章 第2節 第1項(11) P4-15 17行目
4	行政会議	菊川市	『水防管理団体』とは菊川市・掛川市の水防団か？	水防管理団体は菊川市と掛川市を示します。一方後段では水防団の団員数を示しているのので、以下のように文言を修正しました。 「水防管理団体は2団体存在し、団体所轄の水防団では、約1100人の団員が活動している（平成28年3月末）が、水防団員の減少や高齢化等が課題となっており、強化育成が必要である。」	第1章 第2節 第4項 P1-18 35～36行目
5	行政会議	菊川市	『第2項 河川環境の整備と保全に関する事項』について、数値的目標や具体的な対策を記載する方が良いのでは？	菊川水系の河川環境の整備や保全に関しては、「地域住民や関係機関等と連携し、バランスの取れた自然環境の保全と河川空間の適正な保全や利用を図る」（「4-7 第2項 河川環境の整備と保全に関する事項」）こととしているため、数値目標や具体的な対策を記載しておりません。	第4章 第1節 第2項 (1)(2)(3)(4) P4-7～4-8
6	行政会議	菊川市	『積極的な許可水利権化』とは？	菊川においては、流域内の農業用水の大部分を大井川水系から取水していることを考慮すると、合理的な水利用の促進や、水利権の適正な見直し等により、河川水の適正な利用を図り、関係機関と調整しながら流況改善に努めていく必要があります。 そのため、慣行水利権については利水者と協力して取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種機会を捉え、許可水利権への切り替え（いわゆる慣行水利権の許可化）を進めて行くという主旨です。	第4章 第2節 第2項(1) P4-18 12行目
7	行政会議	掛川市	菊川水系では、高潮対策として必要な堤防高さ、施設対応規模の津波対策で必要な堤防の高さを比較すると前者の方が高いので、高潮対策として必要な堤防高さを確保することを目的としているという理解で良いでしょうか	その理解で良いです。	第4章 第1節 第1項(4) P4-4 10行目

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
8	行政会議	掛川市	流域住民には戦後第一位である昭和57年9月洪水の記憶が鮮明に残っているなかで、第二位の平成10年9月洪水を目標としているのはなぜか	昭和57年洪水の被害が大きかったことは承知していますが、菊川水系全体を見ると、まだまだ整備を要する箇所が多く残っている現状も踏まえ、今後30年間の整備目標は平成10年9月洪水を目標として、本支川及び上下流バランスを考慮し整備することとしています。	第3章 第1節 第1項 P3-1
9	行政会議	掛川市	横断工作物等の改築にあたっては、施設管理者と事前に協議をお願いします。	今後、整備計画に基づき、事業実施にむけ個別箇所毎に検討していくこととしています。検討段階から事前に調整や協議を重ね、事業完了まで、施設管理者と十分に協議をまいります。	第4章 第1節 第1項(3) P4-3
10	行政会議	静岡県	『国営土地改良事業による農地整備が行われ、』とありますが、国営土地改良事業が、水路等のかんがい施設整備であるため、河川整備基本方針と同様に「国営土地改良事業により整備され、」に変更をお願いします。	指摘の通り修正しました。	第1章 第1節 第3項 P1-6 7～8行目
11	行政会議	静岡県	『合理的な水利用の促進や水利権の適正な見直し等により、河川水の適正な利用を図り、関係機関と調整しながら流況改善に努める。』とありますが、P1-14では、『近年取水障害となるような渇水被害は生じておらず、生物に関する被害等も報告されていない』とあります。流況改善が必要となっている具体的な事案もしくは根拠があれば、ご教示ください。	平成18年に策定した「菊川水系河川整備基本方針」において、正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）について、加茂地点で概ね0.5m ³ /sと定められております。この流量を下回ると河川環境が悪化したり、水利権者が取水できないといった何らかの支障が生じることになると考えられるため、異常渇水時を除いてこの流量を下回ることがないよう適正な河川管理を計画するのが原則となります。	第3章 第2節 P3-3 4～6行目
12	行政会議	静岡県	『水利用に関する情報提供・伝達体制等を整備し』とありますが、イメージしている仕組みや体制があればご教示ください。	菊川にはダム等の利水補給施設がなく、取水の大半を大井川水系からの水に依存していることもあり、河川水の適正な利用による流況改善に努めることが重要と考えております。現在情報提供等を行う具体的な組織はありませんが、必要性に応じ検討していきます。	第3章 第2節 P3-3 7行目
13	行政会議	静岡県	『流水の正常な機能を維持するために必要な流量』とありますが、『必要な流量』となる具体的な数値はありますか？	流水の正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）については、平成18年に策定した「菊川水系河川整備基本方針」において、加茂地点で概ね0.5m ³ /sと定められています。「1-14 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」より	第3章 第2節 P3-3 9行目
14	行政会議	静岡県	『一部を回復するように努める。』とありますが、回復が必要となっている具体的な事案もしくは根拠があれば、ご教示ください。また、回復するために、既得水利権量を減じて水量を確保するという考えでしょうか？基本的なスタンスを御教示ください。	平成18年に策定した「菊川水系河川整備基本方針」において、正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）について、加茂地点で概ね0.5m ³ /sと定められております。この流量を下回ると河川環境が悪化したり、水利権者が取水できないといった何らかの支障が生じることになると考えられるため、異常渇水時を除いてこの流量を下回ることがないよう適正な河川管理を計画するのが原則となります。 菊川にはダム等の利水補給施設がなく、取水の大半を大井川水系からの水に依存していることもあり、河川水の適正な利用による流況改善に努めることが、基本的なスタンスであると考えております。	第3章 第2節 P3-3 9行目

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
15	行政会議	静岡県	『堤防の整備に伴い樋管等に影響が生じる場合には、施設管理者と連携・調整し、必要に応じて改築を行う。』とありますが、改築は河川管理者が行うとの理解でよろしいでしょうか？ また、改築に伴う、占用変更の手続き等は、占用者の負担がなきよう、原因者となる河川管理者が行っていただきたい。	具体的に検討が進んだ段階で、施設管理者等と十分に協議していきます。	第4章 第1節 第1項(1) P4-1 33～34行目
16	行政会議	静岡県	『河道掘削に伴い必要となる低水護岸の整備、床止めの撤去を行う。』とありますが、河床低下で農業用施設等に影響がある場合、管理者との十分な調整をお願いいたします。	具体的に検討が進んだ段階で、施設管理者等と十分に協議していきます。	第4章 第1節 第1項(2) P4-3 6～8行目
17	行政会議	静岡県	横断工作物の改築にあつては、施設管理者と十分に協議をお願いします。	具体的に検討が進んだ段階で、施設管理者等と十分に協議していきます。	第4章 第1節 第1項(3) P4-3 14～15行目
18	行政会議	静岡県	表-4.1.5のうち、菊川市管理の「下平川用水堰撤去」について、改築でなく撤去が必要な原因および管理者との協議状況について御教示ください。 撤去について管理者との協議されていない場合は、「撤去」の記載については、削除をお願いいたします。 また、河道掘削により改築が必要な場合の工事費等の負担は、河川管理者側の負担で実施するというのでよいでしょうか？	下平川用水堰は河川改修に伴い改築が必要となります。 改築方法は確定していないため「改築」と記載しました。 工事費の負担等は具体的に検討が進んだ段階で、施設管理者と十分に協議していきます。	第4章 第1節 第1項(3) P4-4 表-4.1.5
19	行政会議	静岡県	表-4.1.5のうち、農林水産省管理の「大井川用水パイプライン改築」について、管理者との協議状況について御教示ください。 河道掘削により改築が必要な場合の工事費負担は、河川管理者側の負担で実施するというのでよいでしょうか？	具体的に検討が進んだ段階で、施設管理者等と十分に協議していきます。	第4章 第1節 第1項(3) P4-4 表-4.1.5
20	行政会議	静岡県	『渇水対策が必要な場合は、関係機関と連携し、水利使用の調整等を行う。』とありますが、正常流量確保のため、既得利水者が調整して生み出すというスタンスなのでしょうか？また、関係機関とは具体的にどこを指すのでしょうか？加えて、調整の仕組みや調整のための組織のイメージがあればご教示ください。	利水者による水融通の円滑化等の節水状況を踏まえた上で、河川管理者、利水者等の関係機関が連携・調整し適切な渇水対策を行うというイメージです。現在調整をはかる具体的な組織はありませんが、必要に応じて、渇水調整協議会等の設立を検討します。	第4章 第2節 P4-9 18行目
21	行政会議	静岡県	『(5)水門等の維持管理』の対象となる水門は、直轄河川管理施設ということよろしいでしょうか？	直轄管理施設を対象としております。	第4章 第2節 第1項(5) P4-11 5行目

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
22	行政会議	静岡県	『流水の正常な機能を維持するため、関係機関と調整・連携を図り、既存施設の統廃合などによる合理的な水利用の促進に努める。』とありますが、現状、流水の正常な機能を維持できていないのでしょうか？ また、「既存施設の統廃合」が「合理的な水利用」に結びつくイメージを御教示ください。	平成18年に策定した「菊川水系河川整備基本方針」において、正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）について、加茂地点で概ね0.5m ³ /sと定められております。同地点における昭和41年以降の流況は、低水流量で0.69m ³ /s、濁水流量が0.28m ³ /sとなっております。 「1-14 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」より この流量を下回ると河川環境が悪化したり、水利権者が取水できないといった何らかの支障が生じることになると考えられるため、異常濁水時を除いてこの流量を下回ることがないよう適正な河川管理を計画するのが原則と考えております。 既存施設を統廃合し合口することで、規模拡大による安定的な取水、効率的な送水や取水量管理の負担が減ること等が考えられ、合理的な水利用につながると考えております。	第4章 第2節 第2項(1) P4-18 6～7行目
23	行政会議	静岡県	『慣行水利権については、利水者と協力して取水実態の把握に努め、取水施設の改築等の各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的な許可水利権化を進める』とありますが、「水利使用者との合意のもと」の追記をお願いいたします。	「（前略）水利使用者との合意のもと、積極的な許可水利権化を進める」に修正しました。	第4章 第2節 第2項(1) P4-18 11～12行目
24	行政会議	静岡県	『大井川水利調整協議会からの情報をもとに、必要に応じて対応を講じる。』とありますが、対応の具体的なイメージがありましたら御教示ください。	濁水により大井川からの取水が制限される場合には、菊川への注水量が減少し、菊川の河川流量自体も減少することから、利水への影響や河川環境の悪化が懸念されるため、必要に応じて対策を講じるという意味です。現在調整をはかる具体的な組織はありませんが、今後、関係者と調整の上検討していきます。	第4章 第2節 第2項(2) P4-18 17～18行目
25	行政会議	静岡県	環境基準の類型指定の状況に係る部分の記載を以下に変更した方が良い。 『菊川上流：加茂地点がA類型、菊川下流：国安地点がB地点、また支流の牛淵川の堂山地点がB類型に指定されている。』 →菊川では、高田橋から上流は河川A類型に指定されており、高田橋が環境基準点となっている。一方、高田橋から下流は河川B類型に指定されており、国安橋が環境基準点となっている。また支流の牛淵川では、牛淵川本流が河川B類型に指定されており、鹿島橋が環境基準点となっている。 理由：類型の指定は地点に対してではなく、水域に対して行っているため。	「菊川では、高田橋から上流は河川A類型に、高田橋から下流は河川B類型に指定されている。また支流牛淵川は河川B類型に指定されている。」と修正しました。	第1章 第2節 第3項 P1-17 20～23行目
26	行政会議	静岡県	静岡県版レッドデータブック作成時の調査では、菊川水系においてシロウオが確認されていません。確認をお願いします。	平成25年度菊川水辺現地調査で確認しています。	第1章 第2節 第3項 P1-16 19～20行目

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
27	行政会議	静岡県	カワバタモロコは桶ヶ谷沼・鶴ヶ池・藪田川にしか在来のものは生息していません。修正をお願いします。	「カワバタモロコなど、」を消して修正しました。	第1章 第2節 第3項 P1-17 5行目
28	行政会議	静岡県	『大井川水利調整協議会～対策を講じる。』について、大井川本川において濁水が発生し、節水対策を実施する場合には、菊川への注水（東俣注水口）量が減少することから、菊川の河川環境の悪化が懸念されるため、必要に応じて対策を講じるという解釈でよろしいか。	菊川への注水量が減少することで、河川環境の悪化が懸念されることと併せ、利水への影響も懸念されることから、必要に応じて対策を講じるということです。	第4章 第2節 第2項(2) P4-18 17～18行目
29	行政会議	静岡県	1-1 31～35行の文化財の記述について <ul style="list-style-type: none"> ・「流域内に存在する史跡は、～などの史跡や、～などの建造物が残っている。」という文章は、主語・述語の関係が不適切。 ・「舟久保古墳」は古墳時代の遺跡。『舟久保古墳といった縄文・弥生期、古墳時代の遺跡～』という表現は、誤解を招くのではないか。 ・「縄文・弥生」「戦国」は「期」、「古墳」は「時代」となっている。「時代」に統一してはどうか。 ・「史跡」＝「遺跡」ではないため、用語の整理が必要。 ・『横地城跡』（菊川市：県指定文化財）は、「菊川城館遺跡群 きくがわじょうかんいせきぐん」（菊川市：国指定文化財）の誤り。 ・『高天神城跡』と『諏訪原城跡』のふりがなは、「たかてんじんじょうあと」「すわはらじょうあと」の誤り。 ・『黒田家～』については、「黒田家住宅」として主屋、長屋門、米蔵、東蔵の4棟が国の重要文化財に指定されています。 ・『応声教院山門』のふりがなは、「おうじょうきょういんさんもん」の誤り。 ・文化財保護法に「重要建造物」という種類はありませんが、「重要な歴史的建造物」という意味でしょうか。 	下記の通り修正しました。 流域内には、「舟久保古墳（ふなくぼこふん）」といった古墳時代の史跡をはじめ、中世の「菊川城館遺跡群（きくがわじょうかんいせきぐん）」、戦国時代の合戦の場であった「高天神城跡（たかてんじんじょうあと）」、「諏訪原城跡（すわはらじょうあと）」といった史跡、「黒田家住宅（くろだけじゅうたく）」、「応声教院山門（おうじょうきょういんさんもん）」などの重要な歴史的建造物が残っている。	第1章 第1節 第1項 P1-1 31～38行目
30	行政会議	静岡県	『平成10年9月洪水の同規模の洪水』とありますが、河川整備の確率規模の記載はないのでしょうか。（概ね30年に1回程度の洪水等の記載） ※現在変更を進めている狩野川水系河川整備計画には記載があります。	「平成10年9月洪水の同規模の洪水」が発生した場合の流量を整備計画目標流量としておりますが、降雨の流出特性の違い等により本川と支川で雨量確率規模が異なるため、記載しておりません。	第3章 第1節 第1項 P3-1 12～13行目

地方自治体からの意見聴取（行政会議）のご意見

No.	意見を頂いた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
31	行政会議	静岡県	黒沢川排水機場は将来計画をもっていないということでしょうか。 （以前の協議会ではポンプ更新の記載（1m ³ /sあたり内水位約2cm低減）がありましたが、現在は整備のみの記載）	現段階では、黒沢川排水機場の能力増強は計画しておりません。	第1章 第2節 第1項 P1-12 表-1.2.3
32	行政会議	静岡県	表-4.1.6横断工作物（橋梁）の改築及び附図 県道の明治橋、明治小橋が改築予定となっていますが、付図の記載が明確ではありません。 原案1-10では明治橋は流下能力不足にはなっていません。 表-4.1.6と図-1.2.1（丹野川）の整合を図るようお願いいたします。 着色は左岸側のみとなっています。両橋梁の対策メニューを教えてください。	附図上で両橋梁の改築を明確にしました。 明治小橋については、黒沢川の河道掘削に際し河積確保の支障となるため、明治橋については構造令に適合しておらず、かつ構造的に明治小橋だけの架け替えが困難と考え、施設管理者と連携・調整して改築を行う可能性があるものとして計上しております。	第4章 第1節 第1項(3) P4-4 表-4.1.6 附図⑰

その他

No.	意見を頂いた方法		修正箇所	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所 目次
1	その他	—	『菊川流域の人々は、絶えず菊川の氾濫に悩まされてきた。その一方で、一旦水が引いてしまうと地下水が確認できず、農業用水の不足だけでなく飲料水まで不足を生じ、歴史的にも旱害の被害に悩まされ続けた』	「地下水が確認できない」の記載元確認ができないため、「一旦水が引いてしまうと…不足を生じ」の部分を削除する、以下の記載としました。	第1章 第1節 第3項 P1-6
2	その他	—	『菊川は大井川水系から取水していることもあり、近年取水障害となるような渇水被害は生じておらず、生物に関する被害等も報告されていない。』	近年は過去10年を指しているが、H20、H25の渇水においても自主節水や取水制限により大きな被害が発生しなかったため、文言を修正しました。 『菊川水系は取水の大半を大井川水系からの水に依存していることもあり、近年、深刻な渇水被害は生じておらず、生物に関する被害等も報告されていない。』	第1章 第2節 第2項 P1-15
3	その他	—	『菊川流域では、自流量が少なく用水として大井川水系に依存していることから、河床にシルトが堆積し、アカザやアユ等の生息環境が悪化している』	近年悪化したと取られる可能性があること、アカザへの影響を示すのは困難であり、以下のように修正しました 『菊川の流水には白濁化が見られ、アユ等の生息に関して良好な環境ではない。』	第1章 第2節 第3項 P1-16
4	その他	—	『また、出水時における排水機場の運転については、（中略）、排水機場の運転調整を行う必要がある。加えて、防御レベルを越える高潮や洪水に対しても、即応できる仕組みの構築が必要である。』	直轄を含め、全ての排水機場が含まれますが、対象となる排水機場を決定していないため「加えて、防御レベルを越える高潮や洪水に対しても即応できる仕組みの構築が必要である。」を削除しました。	第1章 第2節 第3項 P1-18
5	その他	—	「危険箇所」	今後整備計画の変更をはかる河川については、全国的に『洪水に対しリスクが高い区間』と言い換えを行っているため、修正しました	第4章 第2節 第1項(13) P4-15 P4-17
6	その他	—	『表1.2.5 堤防構造を工夫する対策を優先的に行う区間』	今後整備計画の変更をはかる河川については、全国的に実施区間延長のみの記載に統一するため、『表1.2.5 堤防構造を工夫する対策を優先的に行う区間』には、実施区間延長のみの記載に変更しました。	第1章 第2節 第2項 P1-13, 14 第4章 第1節 第1項(7) P4-6
7	その他	—	『表4.1.1、表4.1.3～表4.1.6』の「機能の概要」	今後整備計画の変更をはかる河川について全国的に統一した表示方法に修正しました。 堤防整備による堤体強化（表4.1.1） 流下断面増大による流下能力向上（表4.1.3） 改築などによる流下能力向上（表4.1.5、表4.1.6） ⇒ 『流下能力の向上』 低水護岸による堤防防護（表4.1.4） ⇒ 『耐侵食機能の向上』	第4章 第1節 第1項 (1)(2)(3) P4-2～4-4